別表六の二(五)
18欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表六の二(五)　平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

試験研究費の額の合計額(各連結法人の別表六の二(五)付表「1」の合計)	1	円	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (10)×(12)	13	円
調整前連結税額(別表一の二(一)「2」、別表一の二又は別表一の二(三)「2」)	2			当期税額基準額 (2)×10/100	14	
				期税額控除可能額((13)と(14)のうち少ない金額)	15	
				税額控除可能額((7)の金額又は(15)の金額)	16	
加額に係る税額控除	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (4)×5/100	5		調整前連結税額超過構成額(別表六の二(十七)「29の②」)	17	
	当期税額基準額 (2)×10/100	6		法人税額の特別控除額 (16)－(17)	18	
	当期税額控除可能額((5)と(6)のうち少ない金額)	7				
平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額	平均売上金額の合計額(各連結法人の別表六の二(六)「5」の合計)	8				
	平均売上金額の10%相当額 (8)×10/100	9				
	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1)－(9)	10				

18欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の9第9項第1号」又は「第2号」
②区分番号に、「10010」又は「10011」※
③適用額欄に、当該別表六の二(五)18欄の金額(円単位)
を記載してください

基準試験研究費の額の計算に関する明細

前二年以内に開始した連結親法人事業年度の試験研究費の額の合計額を	連結親法人事業年度	試験研究費の額の合計額	当該連結親法人事業年度の月数 / (19)の連結親法人事業年度の月数	改定試験研究費の額の合計額 (20)×(21)
	19	20	21	22
	平　・　・ 平　・　・	円	――	円
	平　・　・ 平　・　・		――	
	平　・　・ 平　・　・		――	
	平　・　・ 平　・　・		――	

額	23	円
額	24	

※第68条の9第9項第1号「10010」
当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合

※第68条の9第9項第2号「10011」
当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が当該事業年度の平均売上金額の百分の十に相当する金額を超える場合

法　0301－0605－02